

令和8年4月8日

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に関する  
事務事業を実施する者に対する補助事業の公募の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

次のとおり、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年3月24日～令和8年4月6日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- 2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

<選定した事業者>

提案者：1者（一般社団法人木を活かす建築推進協議会）

採択者：一般社団法人木を活かす建築推進協議会